資料4

権利擁護ネットワーク協議会 2026.7.30

京田辺市社会福祉協議会

令和7年度 成年後見制度利用促進・権利擁護事業 取り組み報告および今後の課題

1. 概要・目的

- 京都府社会福祉協議会と市社協との業務委託契約に基づいて実施
- 事業の背景と目的：地域住民の権利擁護および自立支援を図るための取り組み（認知症・物忘れのある方・知的障害者や精神障害のある方、日常的な金銭管理や手続きが不安な方）

2. 令和7年度利用実績（R8.3.31 現在）

- **相談件数・実績**　制度・事業12件、初回受付26件

  ○新規利用者12件、継続利用者45件、契約終了10件

  ＊継続利用者45件（認知症高齢者12、知的8、精神21、その他4）

3. 主な取り組み内容

- **利用者との伴走支援と他機関との連携**
  - 単に手続きをするだけでなく、本人の「意思」や「希望する暮らし」を丁寧にお聞きし、尊重した支援を実践
  - 多職種連携（ケアマネジャー、弁護士、地域包括支援センター等）
  - この事業だけで支えることはできない。
- **近隣の社協職員同士の研修活動**
  - 成年後見制度について家庭裁判所で学ぶ
  - ケースについて検討
- **利用者のうち困窮者世帯への転宅等手伝い**
  - 精神障害者の方の転宅手伝い
  - 支援物資の配付

4. 地域で見えてきた「構造的な課題」

- **制度の隙間にいる対象者への対応**（身寄りがなく、身元保証や緊急対応に苦慮するケースなど）
- **後見人等・申立費用の問題**（経済的困窮者に対する公的支援・助成制度の必要性）※病院の受診歴がない場合の診断書作成問題
- **チーム支援体制の強化**（介護・障害・生活困窮・税務などの課題共有）

5. 現場で見えてきた課題

① 身寄りがない方への「身元保証」「緊急対応」の限界

- 施設入所や医療機関受診時における身元保証の求めに対し、社協や後見人だけでは対応しきれない場面が増加。

② 制度の狭間にあるケースへの対応と公的支援の必要性

- 資産・収入が乏しく申立費用や後見人報酬の支払いが難しい層への「申立費用・報酬助成制度」のさらなる拡充・運用柔軟化。

③ 支援が必要と思われる方が利用契約はしたくないが、関わりを求められる

- 3～6カ月を目途に本人に寄り添い、支援を体験してもらったうえで判断をお互いに行う。（信頼関係を築くことで契約に至ることが多い）

6 本年度の市社協としての重点的な取り組み

- **法人後見事業の具体化と「切れ目のない支援」の推進**
  - 身寄りのない高齢者や障害者等に対し、権利擁護事業（日常的生活自立支援事業等）から法人後見へのスムーズな移行体制の整備を強力に推進。
  - 日頃から顔の見える関係を築いてきた社協が法人後見を担うことで、利用者が判断能力の低下後も不安を感じることなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「伴走型支援」を実現

- **身寄りがない方への「受任調整」と「体制整備」**
  - 身寄りのない方が増加する中、市民後見人や専門職後見人だけでなく、安心できる受け皿としての社協（法人後見）の役割・需要
  - 今後、受任件数の増加に応じた監督体制や人員体制の確保、公的助成等の支援強化が不可欠

【別紙】 下記の報告書の「権利擁護支援に関する課題」 抜粋

令和7年度　 成年後見制度にかかる取組状況調査報告　令和8年7月17日

社会福祉法人　全国社会福祉協議会

!)権利擁護支援に関する課題

- 規模の小さい自治体のため、地域での権利擁護課題が顕在化する事案が少なく自分事として受け止められにくいことから、ネットワークの必要性についての理解が得にくい。
- 意思決定支援がうまくいっておらず、周りの福祉支援者だけで支援の方向性を決めてしまう傾向が強い。
- 医療機関や福祉施設等に関して、身寄りがなく緊急連絡先や保証人が居ないことで入院や入所を拒否されるケースがあること
- 関係機関との連携において、対応する担当者によって支援の進め方や判断が異なるため、支援の質やスピードにばらつきが生じる
- 個人情報の取扱いが難しく、支援に必要な情報をどこまで提供してよいか判断に迷う場面がある
- 寄せられる権利擁護の相談のなかには、制度利用には至らないが何らかの支援が必要となるケースや制度を利用するだけでは本人の生活を支えられないケースがあり、対応に苦慮することがある。
- 成年後見制度につながるまでの支援として、現存の制度や資源では対応が難しい課題がでてきている。
- 日常生活自立支援事業は、金銭管理を期待されているが障害・病気等の特性に対する知識など社協の職員では対応できる者が少ない。
- 身元保証人や緊急連絡先がいない方の入院、入所、入居支援。
- 専門職が同じ地域にいないこと。近隣の専門職との連携が取れていないこと。
- 家庭裁判所との相互理解と連携は課題
- 地域の専門職後見人の担い手不足。
- アウトリーチを行うための人員体制の整備
- 医療機関から医療同意行為を求められることが多く苦慮している。
- 各関係機関によって権利擁護支援に対する理解、協力等の体制に違いがある。
- 金融機関とのスムーズな連携が難しい。
- 困難な案件に関して、相談やつないだという事で、これまで関わってきた支援者が手を引いてしまう傾向も見られている。
- 権利擁護支援まではいかないが、身寄りがなく、グレーゾーンで生活している高齢者及び障害者(在宅)
- 支援者が窓口へ相談に来る際、支援者は権利擁護支援が必要と考えるが本人の意向が確認されていない場合がある。
- 社会福祉士などの専門職員が配置されていない状況が続いており、職員体制の整備が一番の課題。
- 身寄りのない方の支援については事業化していないため、すべてシャドーワークとなってしまう
- 成年後見への移行のタイミング
- 成年後見制度の申立ての必要性があっても相談できる機関がない。
- 他市居住親族に他市支援者がついている場合の連携に難しさを感じることがあった。
- 地域による取り組みの差がある事から、相談を受けても迅速に関連地域へ繋げる事ができていない。
- 資源が限られ選択肢があまりない。

令和７年度　成年後見制度にかかる取組状況調査　報告書

令和８年７月17日

社会福祉法人　全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2　新霞が関ビル
TEL03-3581-4655　FAX03-3581-7858（地域福祉部）